

知財パラダイム革命 ⑫ 知財幻想から覚醒するための善知識

公益社団法人 知財登録協会(SIR)
会長(兼)理事長 玉井 誠一郎 先生



関連 HP

情報が最高の価値を持つ知識経済社会においては、企業価値の指標である株式時価総額の大半は情報という無形資産(知的資本)で占められています。しかし、この無形資産を適正に識別計測評価する会計の仕組みが確立されていません。会計学の怠慢なのか？本稿では無形資産並びに知財価値について会計上の問題や考え方について論じます。

第12回 知財幻想(その10) 知財の価値評価について(その2)

ノウハウ(守秘知財)で有名な コカ・コーラの資産

図1は、企業価値とB/S(バランスシート)・貸借対照表の関係を示したものです。B/Sの右側は、借入金や社債等の負債(デッド)と資本金等の純資本(エクイティ)と無形資産である知的資本から構成されます。左側は、資産(アセット)として計上される現預金や売上債権や固定資産や内部創出ではない無形固定資産と無形資産とから構成されます。現在のB/S表記では、この図の有形部分に該当する項目の数値しか記載されず、無形資産(知的資本)は、B/Sに載らないオフバランス資産と呼ばれています。一方、企業価値を測る尺度として株式時価総額(株価×発行株数)があります。前号で述べたように株式時価総額に占める有形資産の比率は少なく、大半は無形資産(知的資本)が担います。このことを株価プレミアムとも呼びま

すが、この評価根拠はファジーです。

さて、近年の株式時価総額世界一はアップルで約100兆円、トップ10にIT企業が名を連ねています。コカ・コーラは、その製法の特許出願せずノウハウ(守秘知財)にしていることで有名です。この企業の近時の株式時価総額は約21兆円で日本一のトヨタ自動車とほぼ同じ、純資本は2.4兆円、PBR(株価純資産倍率)株式時価総額÷純資本は9です。これは、無形資産(知的資本)の占める割合が有形の9倍を意味し、無形資産の評価が高いことを示します。アップルのPBRは8、マイクロソフトは10です。コカ・コーラは、特許による独占排他権ではなく、あの独特の味を生む製法ノウハウ守秘知財によって世界有数のブランドを持つ代表企業です。なおPBRが1以下の企業は、将来発展するための無形資産が0を意味し解散企業とも呼ばれます。

無形資産の会計基準の現状

現在の知財を含む無形資産の国際会計基準(原則)は、以下のようになっています。

- ① 内部創出による無形資産の資産計上を禁止。のれんや知財の有償による譲渡や吸収合併による取得は資産計上を認める(図1の無形固定資産、内部の研究開発結果等によるものは費用処理すべきと定める)。
- ② 資産計上でできる無形資産は、所有者が支配し識別可能なもの(分離可能なもの)に限定。つまり、個別に賃貸、売却、交換、配分が可能なものに限定。
- ③ 無形資産のB/S価額は、取得原価から時価価値へ移行。1998年の国際会計基準及び2001年の米国新会計基準以降。
- ④ 資産計上された無形資産は、経済的な寿命に応じて規則的に償却。特許等のように経済効果期間が定められている場合、特許は定額法8年で償却、のれん等のような寿命不定のものは米国では最長40年、日欧では20年で償却。

さて、自ら創出した知財の持つ資産価値をB/Sに計上できない基準①は適正でしょうか？知財資産を外部から購入した知財のみとした上で研究開発費や出願費等と同じ費用としてしか扱わない考え方は、

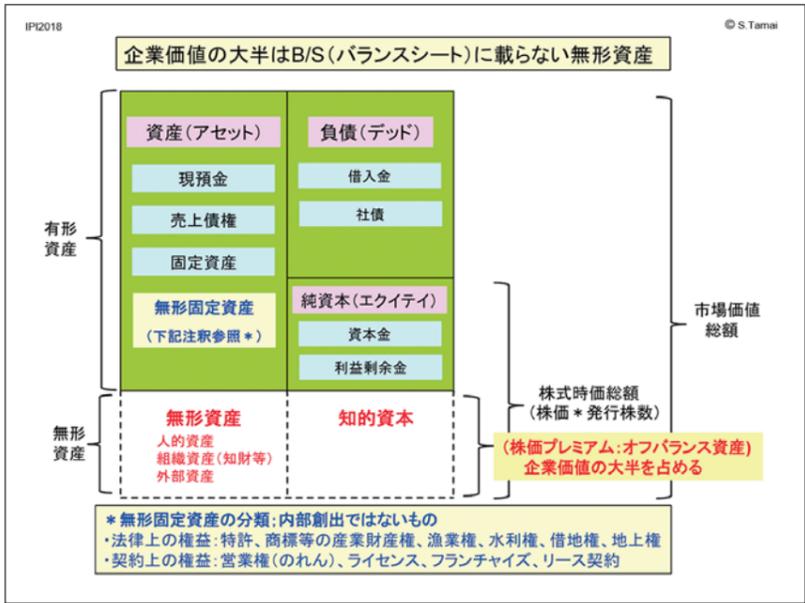


図1 B/S(バランスシート)と企業価値

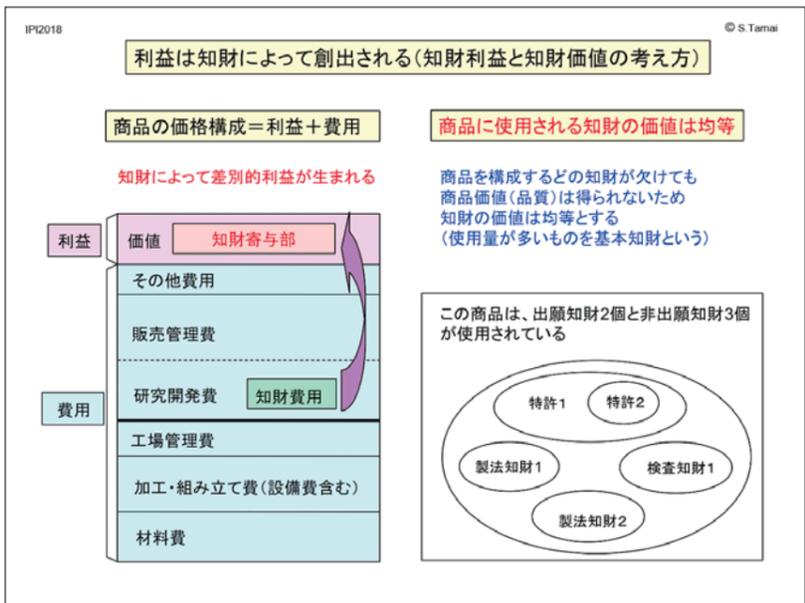


図2 知財の利益貢献の考え方

知財価値評価の考え方

国内有数の特許出願を誇る大手電機メーカーの株主総会で、『特許を多く持っている企業も持っていない企業も価格競争をしているのか?』と質問したところ、最高技術責任者の役員は直接質問に答えず曖昧な答弁に終始しました。また別の知財戦略シンポジウムで、『この企業の知財本部長は、特許管理はしているが非出願知財の管理はしていない』と答えました。特許だけが知財と

思っているのでしょうか？

この企業は、商品に必須の設計、製造検査、部品調達情報等の非出願知財の流失防止ができていない上に、特許の積極的権利行使(侵害調査や裁判)を行っていないという知財の保護活用の無い事業をしているから価格競争になっているようです。百年企業であってもマネジメントが古くモノから情報へのマネジメントシフトの遅れ、このままでは生き残れないでしょう。

図2は、知財による利益貢献(寄与)の考え方を示したものです。そもそも知財の役

割は利益への貢献によって評価すべきですが、現在の企業等にはこの根本的な考え方に對する認識がありません。知財の価値はそれにかけた開発費や出願費用(コスト)ではなく、その知財が創出する利益であることが明らかです。商品の総コストに利益を上乗せして価格(完価)とするわけですが、この利益を決定する時に知財によって創出される貢献利益(知財利益)が考慮され組み入れられています。

知財の利益貢献度についても、従来から利益3分法(利益を技術(特許)、資本、営業

は、会計上は扱い易いかもしれませんが、価値と費用の混同(次号で述べる知財価値評価手法のコスト法と同じ)があり、知財価値評価手法の未確立と無形資産会計に関する研究の停滞?を意味すると考えられます。

玉井 誠一郎先生の略歴
大阪大学工学部・同大学院卒。
パナソニック(株)にて情報機器等の研究開発事業責任者と半導体知財戦略TF統括、大阪大学客員教授等を歴任。
著書:知財インテリジェンス、知財戦略経営概論等。博士(学術)

知財を商品と切り離して扱う考え方にこの問題の本質があります。知財という情報そのものは単体では価値を持たず値付できませんが、商品に使用し商品に組み込まれた時に知財情報の価値が発現し値付けできるようになります。つまり、商品という実体物があって初めてそれに使用している知財の価値が明確になると考えられます。

知財を含む無形資産会計の見える化のためには、知財価値評価法と前号で指摘した知財情報開示内容と会計基準の三位一体の改善を強く望むものです。

これに対し筆者は、知財の貢献利益を明確にして計上すべきと主張します。知財が商品のブランド形成や差別的機能性能の価値創造に貢献しているのであれば適正な知財利益を計上してこれを費用と併せて価格にすべきです。また営業努力や製造努力等のアイデア工夫も知的創造活動(知財活動)として捉えるならば、利益は知的活動の成果『利益II知財』と言えるでしょう。つまり利益は、その商品に使用するすべての出願知財と非出願知財(営業・製造等の工夫やノウハウ含む)の知財価値の総和であり、個々の知財価値はそれを識別可能にして利益をその総数で均分して算出できると考えられます。なぜ均等均分か？商品を構成する部品が一つでも欠ければ商品価値性能品質等に欠陥をもたらすので均等価値を持つと考えるためです。なお、基本知財は使用する商品が多いので価値(金銭総額)が大になります。以上の方法によって無形資産(知的資本)を数値化できると考えられ、SIRの今後の研究対象にしています。

今回は、知財の具体的な評価方法についてさらに踏み込んで論じたいと思います。(以上)